

○行政情報ネットワークシステム運用管理要領の制定について

令和7年2月20日

道本情第6337号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
行政情報ネットワークシステムについては、これまで「行政情報ネットワークシステム運用管理要領の制定について」（令5．3．28道本情第8380号。以下「旧通達」という。）の通達に基づいて運用してきたところであるが、利用者の遵守事項等の見直しを行い、新たに別添のとおり「行政情報ネットワークシステム運用管理要領」を定めたので、適正な運用管理に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

また、旧通達により作成された様式については、旧通達により引き続き保存するものとする。

別添

行政情報ネットワークシステム運用管理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、行政情報ネットワークシステムの運用管理について必要な基本的事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるほか、警察情報セキュリティポリシー（北海道警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年警察本部訓令第7号）及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

- (1) 行政情報ネットワークシステム インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の外部ネットワークと接続して、電子申請手続の受付、北海道警察ホームページ、電子メール等による情報の発受信等を行うため、北海道警察が設置したサーバ、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。
- (2) 電子申請手続 総合行政ネットワーク（L G W A N）及び北海道電子自治体共同システムにより行う北海道公安委員会、方面公安委員会、北海道警察本部長及び警察署長に対する申請、届出、申込み等の行政手続をいう。
- (3) 北海道警察ホームページ 北海道警察の諸活動に係る情報の発信及び収集並びに行政手続等の行政サービスを行うため、行政情報ネットワークシステムを利用して部外に提供するウェブコンテンツをいう。
- (4) 利用者 行政情報ネットワークシステムを利用する権限を与えられた職員をいう。

3 運営方針

行政情報ネットワークシステムは、電子申請手続の受付、北海道警察ホームページ（以下「道警ホームページ」という。）の運用、電子メールによる外部との情報交換、ウェブ検索による情報収集、メール配信システムによる情報の発信など北海道警察における行政情報化の推進を図るものとする。

4 利用目的

- (1) 電子申請手続の受付
- (2) 道警ホームページの運用
- (3) 電子メールによる外部との情報交換
- (4) ウェブ検索による情報収集
- (5) メール配信システムによる情報発信
- (6) (1)から(5)までの事項のほか、北海道警察における行政情報化を推進すると認められるもの

第2 管理体制

1 システム総括責任者

- (1) 警察本部にシステム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- (2) システム総括責任者は、行政情報ネットワークシステムの運営に関する事務を総括するものとする。

2 システム管理者

- (1) 警察本部にシステム管理者を置き、警察本部情報管理課長をもって充てる。
- (2) システム管理者は、システム総括責任者の事務を補佐するものとする。

3 業務主管課長

(1) 電子申請手続

電子申請手続を主管する警察本部の所属の長をもって充て、電子申請手続の運用に関し必要な事務を行うものとする。

(2) 道警ホームページ

警察本部広報課長をもって充て、道警ホームページの運用管理に関し必要な事務を行うものとする。

(3) メール配信システムによる情報発信

メール配信システムによる情報発信を主管する警察本部の所属の長（サイバーセキュリティ対策本部参事官を含む。以下同じ。）をもって充て、当該情報の発信の運用管理に関し必要な事務を行うものとする。

4 運用管理者

- (1) 所属に運用管理者を置き、それぞれ当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属における行政情報ネットワークシステムの運用に関して次の事務を行うとともに、情報セキュリティインシデント等が発生し、又はそのおそれがあるときは、関係所属と連携して対応するものとする。
ア 利用者の管理に関すること。

- イ 電子申請手続の運用管理に関すること。
- ウ 道警ホームページの運用に関すること。
- エ 電子メールの運用管理に関すること。
- オ メール配信システムによる情報の発信の運用管理に関すること。
- カ 行政情報ネットワークシステムの障害対策に関すること。
- キ その他所属における行政情報ネットワークシステムの運用についてシステム総括責任者が必要と認める事項に関すること。

5 生体情報登録担当者

- (1) 所属に生体情報登録担当者を置き、システム総括責任者が指定する分掌の職員をもって充てる。
- (2) 生体情報登録担当者は、当該所属における利用者の生体情報の登録を行うものとする。

第3 利用時間

行政情報ネットワークシステムは、原則として24時間利用できるものとする。

第4 利用者情報の登録及び抹消

1 利用者の管理

システム総括責任者は、第1の4の事項に定める行政情報ネットワークシステムの利用目的ごとに利用者及び利用者のアクセス権限を定めるものとする。

2 利用者情報の登録

システム管理者は、職員が採用された場合には、行政情報ネットワークシステムに利用者情報を登録するものとする。

3 利用者情報の抹消

システム管理者は、利用者が退職した場合には、行政情報ネットワークシステムから利用者情報を抹消するものとする。

4 利用の制限

- (1) システム総括責任者は、利用者がこの要領の定めに違反したときは、当該利用者による行政情報ネットワークシステムの利用を制限し、又は利用者情報を抹消することができるものとする。
- (2) システム総括責任者は、行政情報ネットワークシステムの円滑な運営を図るため必要があると認めた場合は、利用を制限できるものとする。

第5 主体認証

1 主体認証の方法

行政情報ネットワークシステムを利用する場合の主体認証は、生体情報を用いるものとする。

2 生体情報等の運用管理

(1) 生体情報等の登録

運用管理者は、生体情報登録担当者に利用者の生体情報を登録させるものとする。

(2) 生体情報等の再登録

運用管理者は、生体情報を用いた主体認証に支障が生じる利用者を認めた場合には、生体情報登録担当者に当該利用者の生体情報の再登録をさせるものとする。

第6 電子申請手続の運用

1 電子申請手続の新設

警察本部の所属の長は、電子申請手続を新設しようとするときは、事前にシステム管理者と協議した上、電子申請手続（新設）申請書（別記第1号様式）により、システム総括責任者に申請するものとする。

2 電子申請手続の変更及び削除

(1) 業務主管課長は、電子申請手続を変更又は削除する必要があるときは、事前にシステム管理者と協議した上、電子申請手続（変更・削除）申請書（別記第2号様式）により、システム総括責任者に申請するものとする。

(2) システム総括責任者は、(1)の事項の申請により電子申請手続を変更し、又は削除する必要があると認めたときは、当該電子申請手続を変更又は削除するものとする。

3 利用者の設定

(1) 業務主管課長は、主管する電子申請手続について、利用者及び利用者の利用の範囲を定めるものとする。

(2) 業務主管課長は、電子申請手続の利用者を設定し、又は利用者の利用の範囲を変更しようとするときは、電子申請手続利用者（設定・変更）申請書（別記第3号様式）により、システム総括責任者に申請するものとする。

(3) システム総括責任者は、(2)の事項の申請により必要と認めたときには、利用者を設定し、又は利用者の利用の範囲の変更を設定するものとする。

4 留意事項

システム管理者及び警察本部の所属の長は、電子申請手続の新設又は変更に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 申請者等の利便性の向上及び負担軽減に関する事項
- (2) 行政事務の効率化及び合理化に関する事項
- (3) 安全性の確保に関する事項
- (4) 関連業務との整合性に関する事項

5 電子申請手続に係る細目的事項

1の事項から4の事項までに定めるもののほか、電子申請手続の運用に必要な事項は、業務主管課が属する部の長が定めるものとする。

6 電子申請手続に該当しない申請等の電子化

(1) 所属の長は、行政情報ネットワークシステムを用いて、ボランティア申込み等の受付、意見公募など電子申請手続に該当しない申請等を北海道電子自治体共同システムにより電子化しようとする場合は、事前にシステム管理者

と協議した上、システム総括責任者に申請するものとする。

また、電子化した電子申請手続に該当しない申請等（以下「簡易電子申請」という。）を削除する場合も同様とする。

- (2) (1)の事項に定めるほか、簡易電子申請の運用については、4の事項及び5の事項を準用する。

第7 道警ホームページの運用

1 利用者の設定

- (1) 業務主管課長は、道警ホームページを運用する所属を設定しようとするときは、道警ホームページ運用所属設定申請書（別記第4号様式）により、システム管理者を経由してシステム総括責任者に申請するものとする。
- (2) システム総括責任者は、(1)の事項の申請により必要と認めたときは、運用所属にアクセス権限を付与するものとする。

2 道警ホームページに係る細目的事項

1の事項に定めるもののほか、道警ホームページの運用に必要な事項は、別に定めるものとする。

第8 電子メールの運用

1 メールアドレスの付与

- (1) システム総括責任者は、メールアドレスを、警察本部及び各方面本部の課（課に相当するものを含む。）ごと、警察学校及び各警察署にあっては部門ごと並びにサイバーセキュリティ対策本部に付与するものとする。
- (2) 運用管理者は、業務上やむを得ない理由があり、新たなメールアドレスが必要なときは、メールアドレス付与申請書（別記第5号様式）により、システム総括責任者に申請するものとする。
- (3) システム総括責任者は、(2)の事項の申請により、メールアドレスが必要であると認めたときは、メールアドレスを設定し、メールアドレス付与書（別記第6号様式）により運用管理者に通知するものとする。

2 メールアドレスの変更及び削除

- (1) 運用管理者は、1の(3)の事項により付与されたメールアドレスを変更し、又は削除する必要があるときは、メールアドレス（変更・削除）申請書（別記第7号様式）により、システム総括責任者に申請するものとする。
- (2) システム総括責任者は、(1)の事項の申請により、メールアドレスの変更又は削除が必要であると認めたときは、当該メールアドレスを変更し、又は削除するものとする。

3 システム総括責任者による制限

システム総括責任者は、行政情報ネットワークシステムの運用に支障を来す行為等を認めた場合は、メールアドレスの変更、削除又は利用の制限をすることができるものとする。

第9 インターネットの利用

1 ウェブサイトの閲覧等の制限

システム総括責任者は、行政情報ネットワークシステムの安全性を確保するため、ウェブサイトの閲覧、ウェブサイトへの入力等を制限するものとする。

2 インターネットサービスの利用

(1) 行政情報ネットワークシステムにより利用できるインターネット上の各種サービス（ウェブサイトの閲覧を含む。以下「各種サービス」という。）は、1の事項に定める制限を解除することなく利用できるものに限るものとする。ただし、行政情報ネットワークシステムの安全性を低下させることなく設定変更等が可能であって、当該各種サービスの利用が行政情報化の推進に資するとしてシステム総括責任者が特に認めた場合はこの限りでない。

(2) 運用管理者は、行政情報ネットワークシステムにより各種サービスを利用する上で、1の事項に定める制限の解除、ソフトウェアのインストール等が必要と認めた場合は、設定変更等申請書（別記第8号様式）によりシステム総括責任者に申請するものとする。

また、申請に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 各種サービスを提供する主体が指定するID及びパスワード又はその他の主体認証情報を必要とする場合は、事前にシステム管理者と協議すること。

イ 行政情報ネットワークシステムの端末装置に新たなソフトウェア等のインストール等を必要とする場合は、事前にシステム管理者と協議すること。

ウ 各種サービスのウェブサイト等が行政情報ネットワークシステムで閲覧できない場合は、事前にシステム管理者と協議するとともに、申請後、十分に検証を行うこと。

第10 メール配信システムの運用

1 メールマガジン等の開始

警察本部の所属の長は、メールマガジン等による情報発信を行おうとするときは、事前にシステム管理者と協議した上、システム総括責任者に申請するものとする。

2 メールマガジン等の変更及び削除

(1) 業務主管課長は、メールマガジン等を変更又は削除する必要があるときは、事前にシステム管理者と協議した上、システム総括責任者に申請するものとする。

(2) システム総括責任者は、(1)の事項の申請によりメールマガジン等による情報発信を変更又は削除する必要があると認めたときは、当該メールマガジン等を変更又は削除するものとする。

3 利用者の設定

(1) 業務主管課長は、メール配信システムの利用所属を設定しようとするときは、システム総括責任者に申請するものとする。

- (2) システム総括責任者は、(1)の申請により必要と認めたときは、利用所属にアクセス権限を付与するものとする。

4 メールマガジン等による情報発信に係る細目的事項

- 1の事項及び2の事項に定めるもののほか、メールマガジン等による情報発信に必要な事項は、業務主管課が属する部の長が定めるものとする。

第11 利用者の遵守事項

1 共通事項

- (1) 利用者は、第1の4の事項に定める利用目的以外の目的で行政情報ネットワークシステムを利用してはならない。ただし、電子メールについては、他に代替手段がない場合に限って利用できるものとする。
- (2) 利用者は、システム総括責任者が認めた場合を除き、行政情報ネットワークシステムにおいて、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - ア あらかじめ許可された機器以外の機器を接続すること。
 - イ ソフトウェアを追加、削除又は変更すること。
 - ウ 機器を警察庁舎外に持ち出すこと。
- (3) 利用者は、直ちに一般に公開を前提とする情報を除き、行政情報ネットワークシステムの端末装置に内蔵された電磁的記録媒体に、管理対象情報を保存してはならない。
- (4) 利用者は、情報セキュリティインシデントを認知したときは、遅滞なくシステム管理者に報告しなければならない。
- (5) 利用者は、(1)の事項から(4)の事項、2及び3の事項に定めるほか、行政情報ネットワークシステムの安全性を低下させる行為を行ってはならない。

2 道警ホームページ

- 利用者は、道警ホームページに要機密情報を掲載してはならない。

3 電子メール

- (1) 利用者は、メールアドレスをウェブサイト、各種メディア等で不特定多数に公開してはならない。
- (2) 利用者は、電子メールを所属間の連絡に利用してはならない。ただし、部外の者に送信するメール又は部外の者から受信したメールを他の所属に送信する場合は、この限りでない。
- (3) 利用者は、定期的に受信状況を確認しなければならない。
- (4) 利用者は、電子メールを送信するに当たっては、送信先の電子メールシステムに配慮した容量としなければならない。
- (5) 利用者は、不要な電子メールを速やかに削除しなければならない。

4 メール配信システム

- 利用者は、メールマガジン等により要機密情報を発信してはならない。

5 インターネット

- 利用者は、行政情報ネットワークシステムのネットワークを不当に独占する

ような利用を行ってはならない。

第12 障害発生時の措置

1 認知時の措置

利用者は、行政情報ネットワークにおける障害を認知したときは、速やかにシステム管理者に通報するものとする。

2 復旧措置

システム管理者は、行政情報ネットワークシステムにおける障害を認知したときは、関係する業務主管課長等と連携して復旧措置を講ずるものとする。

第13 安全の確保

1 情報セキュリティ

行政情報ネットワークシステムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、この要領に定める規定及び警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

行政情報ネットワークシステムにおいて取り扱うことのできる管理対象情報の分類は、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
行政情報ネットワークシステム	2 (中)	2 (高)	2 (高)

第14 相互接続

所属の長は、当該所属で整備した警察情報システムを行政情報ネットワークシステムに接続しようとする場合は、計画段階からシステム管理者との協議を行い、調達する前にシステム総括責任者に申請し、承認を得るものとする。

また、行政情報ネットワークシステムとの接続を終了し、又は接続する警察情報システムの更新、機器の変更等を行う場合も同様とする。

第15 細目的事項

この要領に定めるもののほか、行政情報ネットワークシステムの運用管理に必要な事項は、システム総括責任者が別に定めるものとする。

※ 別記様式は省略